

2019年8月1日

各 位

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定等改定のお知らせ**

株式会社 山形銀行

当行では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策を強化するため2019年11月1日より預金規定等を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

本件改定に伴いお客さまに関する情報等を窓口や郵便等により確認させていただく場合があります。この際、各種確認資料のご提示等をお願いする場合があります。なお、各種質問へのご回答や資料等のご提出をいただけない場合やマネー・ローンダリング等の懸念が十分に払拭されない場合などにはお取引を制限させていただくことがあります。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

1. 改定する規定等

- ・「普通預金規定」・「総合口座取引規定」・「貯蓄預金規定」・「納税準備預金規定」・「定期預金規定」
 - ・「積立型定期預金規定」・「定期積金規定」・「通知預金規定（通帳式）」・「通知預金規定（証書式）」
 - ・「譲渡性預金規定」・「当座勘定規定（一般用）」・「当座勘定規定（個人当座用）」※
 - ・「財産形成定期預金規定」・「財形年金預金規定」・「財形住宅預金規定」・「外貨普通預金規定」
 - ・「積立型外貨普通預金規定」・「外貨定期預金規定」
 - ・「盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償ならびに本人確認の取扱いに関する特約」
- ※ 個人当座勘定（パーソナルチェック）の新規開設は受付停止しております。

2. 主な改定内容（下線部が追加・変更の箇所）

(1) 普通預金規定

以下の条項を追加・変更いたします。なお、普通預金規定以外の規定についても、同等の改定を行います。

「普通預金規定」（抜粋）

第3条（振込金の受入れ）…一部追加

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 【省略】

第5条（預金の払戻し）…一部追加

(1) 【省略】

(2) この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

(3) ・ (4) 【省略】

第 11 条（取引の制限等）・・・新設

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者から届け出のあった在留期間を超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (5) 前 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第 12 条（解約等）・・・一部追加・変更

- (1) 【省略】
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 9 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 第 11 条に定める取引の制限等に係る事象が 1 年以上にわたって解消されない場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)・(4)・(5) 【省略】

第 17 条（準拠法令、合意管轄）・・・新設


- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2) 「盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償の取扱いに関する特約」

(旧名称「盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償ならびに本人確認の取扱いに関する特約」)

・第 3 条（預金の払戻しにおける本人確認）・・・削除

※改定後の普通預金規定・盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償の取扱いに関する特約は、

[こちら](#)  をご覧ください。

3. 改定日：2019年11月1日（金）

以上